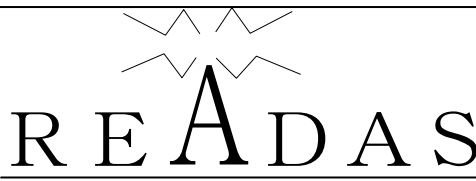


第 5428 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月15日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 申告がぎりぎりの場合

Q：確定申告の期限ですが、間に合いそうにありません。適当なところで提出して、後から修正するのと、きちんと確定させて期限後に提出するのとでは、何か違いはありますか？

A：税率が違ってきます。

【解説】

申告期限ぎりぎり、とりあえず出して置いて後で修正するか、ちょっと遅れて正しい申告書を提出するかということで、最終的には申告内容が同じだけど、提出した日が少しだけ違うということになるのですが、税務上は、この申告した日がちょっと違うということだけで、税負担が違うことになっていますので注意しておいてください。

① とりあえず出して後で修正する場合

概算で計算した金額で申告をして、後から正しい申告をするという場合で、税額が不足していたときは、過少申告加算税が課されます。過少申告加算税は過少税額に対して10%(期間内申告税額と50万円のいずれが多い金額を超える増差税額については15%(5,000円未満不徴収))かかります。

② 遅れて正しい申告書を提出する場合

遅れて正しい申告書を提出する場合には、無申告加算税が課されます。無申告加算税は、納付すべき税額の15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%)かかります。このような違いがありますが、いずれにしても延滞税が課せられますので、期限内申告をするように心がけましょう。

